

## 議第59号

三島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を

改正する条例案

三島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和58年三島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2 三島駅北口周辺地区計画区域の部商業・業務施設地区（A地区）の項及び官公庁施設地区（B地区）の項中「第2条第1項第5号及び第6号」を「第2条第1項第2号及び第3号」に、「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第5号」に改める。

### 附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

平成28年6月14日提出

三島市長 豊岡 武士